

コラム 人生課長の独り言～一歩進めるためのヒント～

「やり直し」を認める風土

近年、小学校低学年における「いじめ重大事態」の認定件数が急増しているという現実、私たちはどう向き合うべきでしょうか。法に基づき組織として厳格に対応することは、被害児童生徒を守る「盾」として不可欠です。しかし、同時に危惧すべきは、教室という空間が「白黒をつけるだけの裁判所」と化し、児童生徒から「失敗し、そこからやり直す権利」を奪ってしまうことです。

低学年の児童にとって、遊具の奪い合いや口喧嘩といったトラブルは、決して単なる「問題行動」ではありません。相手の痛みの加減を知り、感情をコントロールする術を学ぶための「生きた教科書」でもあるのです。こうした葛藤を大人が即座に「いじめ」という司法の言葉で固定してしまうと、児童生徒は自らの行動を省みる「内省」に向かうのではなく、「どう言い逃れをするか」という歪んだ自己防衛の技術を先に学んでしまいかねません。コロナによる人との関わりを制限された児童生徒にとって、日々の様々な葛藤を時間をかけて乗り越える経験は、どの学校段階でも必要な体験なのかもしれません。

いま、学校に最も求められているのは、「一回休んでも、いつでも戻ってこられる」「失敗しても、対話すればやり直せる」という圧倒的な心理的安全性を備えた風土です。間違いを笑わず、むしろ「なぜそうなったのか」を皆で考える支持的な雰囲気があるからこそ、児童生徒は「先生なら、失敗しても見捨てずに、やり直しの仕方を一緒に考えてくれる」という絶対的な信頼を抱くことができます。

岡山県が掲げる「夢育」の伴走者として、私たちは教室を、失敗を恐れず挑戦でき、何度でもやり直しが許される場所として、「教育の価値」を守り抜く覚悟を持ちたいものです。トラブルを避ける場所ではなく、トラブルを乗り越える力を育てる場所へ。その温かな風土こそが、いじめの連鎖を断ち切る最強の防波堤になると信じています。（高橋）



Vol.49

発行日 令和8年8月

岡山県教育庁 人権教育・生徒指導課

生徒指導

Leaflet @ OKAYAMA

リーフ

誰一人取り残されない岡山県の教育に向けて

「いじめ対応」考①

～「法に基づく対応」と
「教育としての対応」の両面から～

平成29年の「いじめ防止対策推進法」の施行により、いじめを積極的に認知して、組織として対応するなど、「法に基づく対応」が求められています。

この間、本県においてもいじめの認知は進み、各校でも学校基本方針に基づく対応を行っていただけていますが、「本来、学校は教育の場である」ことを踏まえた対応が必要ではないでしょうか。

学校における「いじめ対応」について、「法に基づく対応」と「教育としての対応」の両面から考えてみます。

岡山県教育庁
人権教育・生徒指導課

〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下2-4-6
Tel:086-226-7589 Fax:086-224-2134

Q.「いじめ」への対応が、当事者である児童生徒抜きになっている気がします。

A.児童生徒同士の些細な「トラブル」が、いつの間にか「いじめ重大事態」としての対処を求められることに…。そんな例は、私たちのところにも寄せられています。

近年、小学校における「いじめ重大事態」の認定件数が中学校を上回る逆転現象が続いています。2024年度の調査では、小学校の重大事態は586件に達し、中学校（543件）や高校（262件）を上回る深刻な状況が浮き彫りになりました。特に、これまでは中学生が中心と考えられていた「重大事態」の波が低年齢化しており、小学校1、2年生が被害者として認定されるケースも増加しています。この背景には、教員や保護者が「いじめ」という言葉を早期に適用し、組織的に対応しようとする意識の高まり（積極的認知）という好ましい側面がある一方で、長期的には新たな課題も生じているように思います。

すべてを「いじめ」と表現することの危うさ

法に基づく「いじめ」の定義は、被害者が苦痛を感じているものを広く含みます。この考え方は、児童生徒の生命に関わるなど、真に重篤な事態から被害者を守る上で非常に重要であることは議論の余地はありません。

しかし、近年の状況（実際の報告等）を踏まえると、特に発達段階にある小学校の児童に対し、すべてを「いじめ」と表現して対応することに教育上の大きなリスクが伴うように思っています。

<「失敗から学ぶ機会」の喪失>

低学年のトラブル（行き違いや口喧嘩）は、相手の痛みや加減を学ぶ「生きた体験」とも言えます。これを大人が早期に司法的な「いじめ事案」として固定してしまうと、児童生徒が自力で仲直りし、関係を修復するレジリエンス（回復力）を育てるチャンスを奪ってしまう可能性があります。

法の理念が普及したことは良い

逆に、犯罪行為を「いじめ」と表現してしまうことも問題

<「反省」ではなく「自己防衛」の学習>

一方的に「加害者」とされた児童生徒は、相手に悪いことをしたという「内省」に向かうのではなく、「どうすれば怒られないか」「どう言い逃れするか」という歪んだ自己防衛の技術を学んでしまったり、学校（教師）への不信感を募らせ、その後の指導に様々な影響を与える可能性があります。

<当事者から「観客」への転落>

「辛かった」との訴えがあれば、全力で我が子を守ろうとするのが保護者ですが、法の観点だけで大人の論争が中心になると、児童生徒自身がいじめ問題の主体ではなく、周囲の議論に従うだけの「観客」になってしまいます。その結果、児童生徒に「嫌な事（トラブル）を訴えたら、誰かが解決してくれるもの」という誤った経験を植え付けることにもなりかねません。

学校が果たすべき「二つの対応」

学校は教育機関です。私たちは、「法に基づく組織的対応」と「教育としての指導」を明確に使い分けるために、次の二つの視点（目）を持つことが必要ではないでしょうか。

【**組織の目（め）**】（**法的対応**）：法律の定義通り、どんな小さなトラブルも学校の組織（いじめ対策チーム）で「認知・共有」し、見落としを防ぎます。これは被害者救済のための絶対的な義務です。

【**教育の目（まなざし）**】（**教育対応**）：実際に児童生徒と向き合う場では、あえて「いじめ」という言葉を使わず、具体的な行動（「今のは相手が悲しんでいるよ」など）に焦点を当てて指導します。

いじめを裁くことが学校の役割ではありません。児童生徒の言い分をフラットに聴き、「どうすればやり直せるか」を共に考える修復的対話こそが、教育機関としての学校の真髄なのではないでしょうか。

POINT

「法」に基づき組織で対応し、「教育」で解消する



『基本方針』の
ダウンロードはコチラ

学校（教育）の
役割